

議案第 1 2 2 号

第 6 次八潮市総合計画基本構想の策定について

第 6 次八潮市総合計画基本構想を別紙のとおり定めたいので、八潮市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例（平成 2 7 年条例第 2 2 号）に基づき議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、この案を提出するものである。

第6次八潮市総合計画

基本構想

第1章 計画の構成

第6次八潮市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

○ **基本構想**

基本構想は、本市の将来都市像とそれを実現するための政策の大きな方向性を明らかにし、市民と市が協働してまちづくりを進める指針となるものです。

目標年次は令和17年度とし、本市の将来都市像及び分野別将来目標を示します。

○ **基本計画**

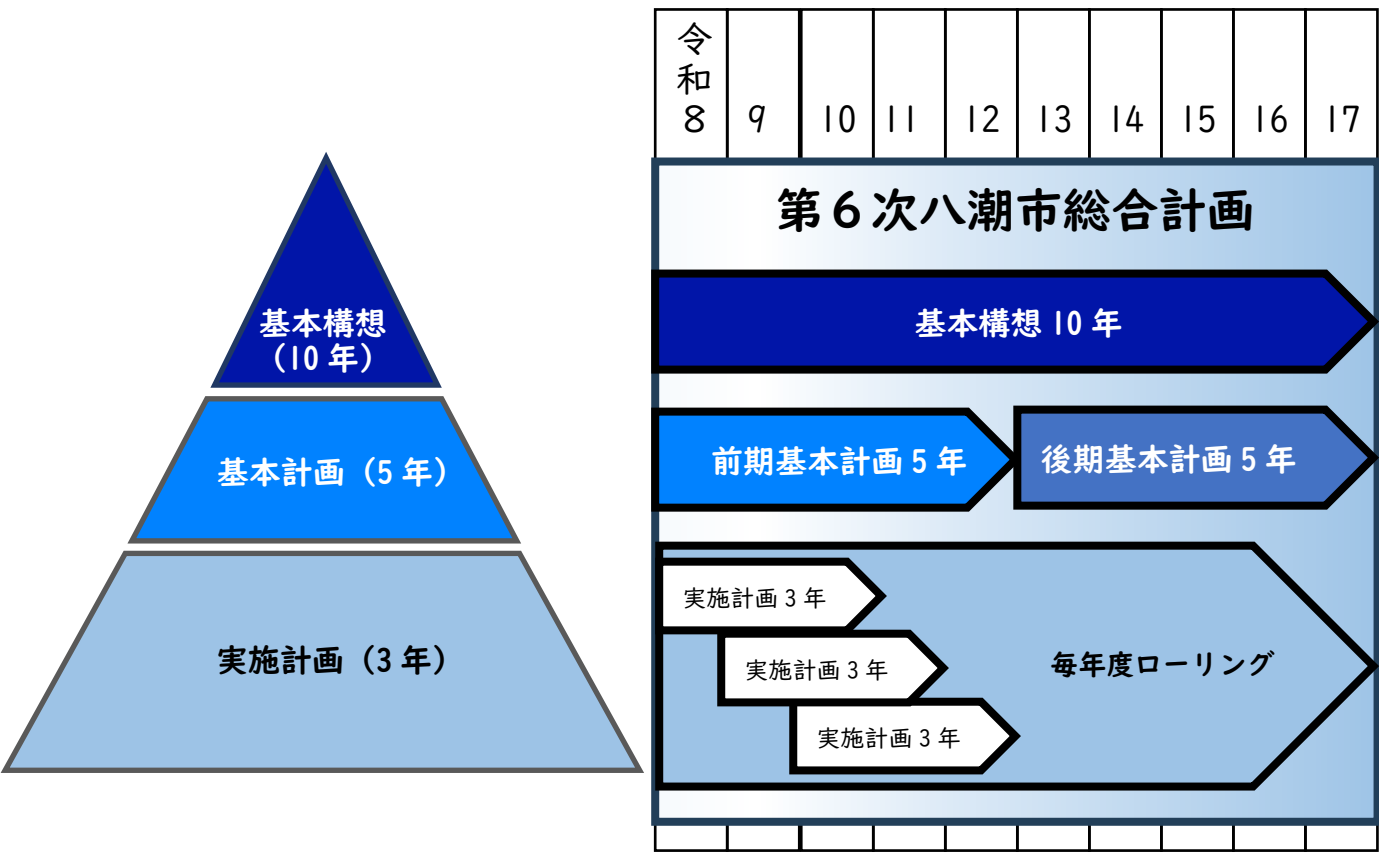
基本計画は、基本構想で定めた分野別将来目標に基づいた市の施策の内容を示すものです。

なお、社会経済状況の変化等に的確に対応していくため、前期5年、後期5年に区分して定めます。

○ **実施計画**

実施計画は、基本計画に示した施策を実現させるための具体的な事業を示すものです。

計画期間は3年とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。



第2章 将来都市像

第1節 まちづくりの基本理念

八潮市自治基本条例では、自治の基本理念として、「市民が自治の主体者である」ことを定めています。また、自治の4つの基本原則と、まちづくりの4つの基本原則を定めています。

第6次八潮市総合計画においては、この自治基本条例における自治の基本原則とまちづくりの基本原則を踏まえ、「共生・協働」、「安全・安心」をまちづくりの基本理念とし、さらに、先行きが不透明な中であっても持続可能な地域社会を構築していくため、「彩り」、「しなやかさ」の新たな視点を取り入れてまちづくりを進めていきます。

◎ 共生・協働のまちづくり

まちは、様々な要素の共生と人々の協働によりつくられます。

市民一人ひとりの尊厳や人権が尊重され、世代や性別、国籍を超えて個性や価値観を認め合う共生社会をつくるとともに、人と人だけでなく、人と自然、これまで積み上げてきた歴史と現在の生活、そしてこれから築く未来との共生等、多様な共生により相乗効果を生み出し、まちづくりを進めていきます。

また、本市では、これまで市民と行政等が協働してまちづくりを推進してきました。今後も、市民を主体とし、市議会、行政とともにまちづくりを進めていきます。

◎ 安全・安心のまちづくり

安全なまちで安心して暮らすことは、全ての市民の願いであり、まちづくりの土台となるものです。

近い将来に発生することが懸念される大地震や近年頻発する集中豪雨等の自然災害に対し、被害を最小限に抑える強さと速やかに回復するしなやかさを兼ね備えるとともに、日々の暮らしにおける様々な犯罪の防止や交通安全対策等、市民の生活を取り巻くあらゆる分野で迅速かつきめ細かに対応できるまちづくりを進めていきます。

また、市民一人ひとりが安心感をもって暮らし続けていくために、自ら学び・考え・行動する機会を提供するとともに、日々の暮らしを支え合える人と人のつながりや地域のつながりを活かしながらまちづくりを進めていきます。

○ 彩り・しなやかさの視点

「共生・協働」、「安全・安心」をまちづくりの基本理念とし、まちづくりを推進していくに当たっては、多様な価値観や考え方を積極的に導入していく「彩り」と社会の様々な変化に迅速かつ柔軟に対応していく「しなやかさ」の新たな視点を取り入れて、まちづくりを進めていきます。

第2節 将来都市像

本市は、第5次八潮市総合計画の将来都市像である「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を目指してまちづくりを進めてきました。この将来都市像の考え方である「一人ひとりにとって、八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える住みやすさナンバー1のまち」であることは、全ての市民に共通する目標であり、これからもまちづくりを進めていくうえで目指すべき姿であると考えます。

そのため、第6次八潮市総合計画においては、この将来都市像を継承し、まちづくりの基本理念に基づき、本市の将来都市像を次のとおり定めます。

住みやすさナンバー^{ワン}1のまち 八潮

～住むこと、住み続けることを
誇りに思えるまちを目指して～

本市には、世代を超えた交流や、互いに尊重し支え合う地域コミュニティ、これまで培ってきた歴史と文化があります。これらを継承し、誰もが学び、ふれあい、喜びを分かち合えるまちを目指します。

また、本市は、都心に近接した交通利便性が高いまちであり、身近に水辺がある自然を感じられるまちです。

この恵まれた環境を活かし、市民と行政がともに力を合わせてまちづくりを進め、子どもからお年寄りまで全ての人々が将来にわたって元気に、いきいきと、笑顔で暮らすことができるまちを目指し、市民一人ひとりにとって、八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を将来都市像として掲げます。

第3節 計画人口

八潮市の計画人口：10万人

本市の人口は、第6次八潮市総合計画の計画期間中は増加傾向で推移し、計画期間後に人口10万人に達する見込みです。その後、人口10万人程度で一定期間推移し、将来的に緩やかな減少傾向を示す見込みとなっています。このため、本計画の計画人口を10万人と定め、今後の施策を展開することとします。

第4節 土地利用構想

(1) 土地利用の基本理念

土地は、生活及び生産を通じた諸活動の共通基盤であり、現在から将来における市民の活動を支える市民のための限られた財産です。

日本全体において人口減少や少子高齢化が見込まれている中で、本市においては、当分、人口増加が続くと見込まれますが、これからの人口減少・少子高齢社会を見据え、市民の健康で文化的な生活環境の確保や地域の特性に応じた発展のための土地利用が求められます。

このため、本市では、次に示す土地利用の方針に基づく土地利用を推進し、「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現を目指します。

【土地利用の方針】

◆ 計画的かつ有効な土地利用

土地は、現在及び将来における市民のための限られた財産であることから、「計画的かつ有効に土地利用を図ること」を基本とします。

本市において当分増加する住宅地の需要に対しては、良好な市街地を形成し、都市機能や居住を中心部や拠点の周辺に集積していきます。

◆ 安全・安心を実現する土地利用

安全・安心を実現する土地利用の観点からは、中川・綾瀬川の流域全体の関係者が協働して対処する流域治水をはじめ、災害に対する特性を踏まえ、「防災・減災」の視点に立った適正な土地利用を推進するとともに、被災後の速やかな復旧・復興を果たすため、国土強靱化の取組を推進します。

また、本市の安全性を高めるため、農地の持つ保水及び遊水機能、都市における雨水貯留機能を高め、排水施設などと併せて水系の総合的管理の向上を図ります。

◆ 人と自然が調和し、持続可能な土地利用

人と自然が調和する土地利用の観点からは、土地の利用や管理を通じて生活環境と自然環境が調和する関係をつくり出すとともに、水と緑のネットワークを形成し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用を推進します。また、持続可能で住み続けられるまちの実現のためには、民間活力を活用するとともに、都市機能の集積や居住機能の誘導に向けた効率的なまちづくりなど、「コンパクト（必要な機能が集積しゆとりある魅力的な拠点の構築）」、「スマート（新たな技術の活用などによる先進的な共助の実現）」、「レジリエント（誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域の形成）」の3つの要素を兼ね備えた、持続可能なまちづくりに取り組みます。

(2) 都市構造形成の目標

◆ 都市核と地域核の形成

都市活動の中心部となる都市核としては、本市の顔となる八潮駅周辺を「八潮中心核」として、商業業務施設や公益施設等の多様な機能の集積と既存機能の維持により核の形成を図ります。また、市役所周辺を「シビックセンター」として、公益・文化施設等の多様な機能の維持・充実により核の形成を図ります。

地域の拠点となる地域核としては、市内の北部、東部、西部を各地域の拠点とし、北部拠点では、産業機能を主体とした緑豊かな拠点形成を図ります。また、東部拠点では、既存の公共公益施設等の機能維持に取り組むとともに、文教・レクリエーション機能の充実を主体とした拠点形成を図ります。さらに、西部拠点では、土地区画整理事業の進捗とともに、首都高速6号三郷線八潮南ランプに近接する交通利便性を活かし、商業・文化機能等を主体とした拠点形成を図ります。

なお、核と拠点の形成に当たっては、民間活力の活用により都市機能の導入を図るなど、公民連携による核と拠点の形成を推進します。

◆ 交通ネットワークの形成

各拠点を相互に結び、有効に活用していくため、八潮中心核とシビックセンターを結ぶ「都市軸」及び各拠点が有する機能を相互に補完し、効果的に活用していくための環境整備を推進する「地域交流軸」の形成を図ります。

また、市内の各拠点への移動を円滑に行う交通ネットワーク及び周辺都市との移動・交流を支える交通ネットワークの形成を図ります。

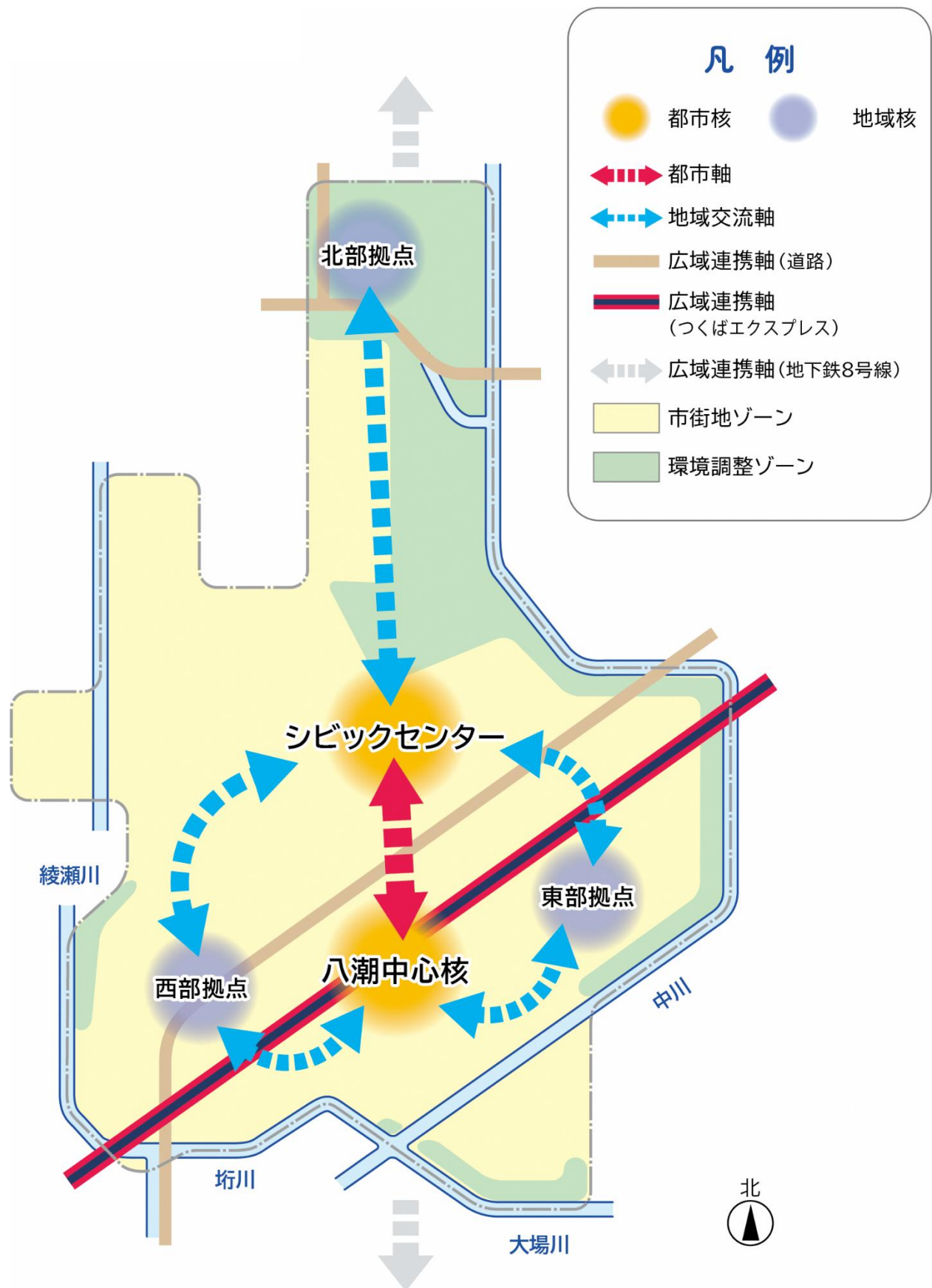
◆ 市街地ゾーンと環境調整ゾーンの形成

市街地ゾーンとしては、生活の質の向上を図るため地域に応じ住宅地、工業地、商業地を適正に配置し、調和のとれた良好な土地利用を推進するとともに、市民活動や日常生活の利便性を高めるため、都市機能の集約化を推進します。

環境調整ゾーンとしては、豊かな自然環境や農地の保全・活用を図るとともに、自然と調和した住環境の保全を図り、人と自然が共生するための土地利用を推進します。

都市核及び地域核の周辺等では、社会状況の変化や近隣の土地利用の動向を踏まえ、都市基盤の整備状況等の立地特性を考慮しながら、計画的なまちづくりを図ります。

将来都市構造図



第3章 分野別将来目標

第1節 誰もが輝き心豊かに暮らせるまち

(子育て・教育・文化)

安心して子どもを産み育てられるよう、地域における子育て環境を整備し、子育てがしやすいまちを目指します。

次代を担う子ども一人ひとりが自ら学び、考え、行動する力を身に付け、それぞれの個性や可能性を伸ばせるように支援するとともに、市民が生きがいをもって暮らせるよう、気軽に学習活動や文化活動を行うことができる環境づくりを進め、あらゆる世代が互いに高め合いながら心豊かに暮らせるまちを目指します。

また、ダイバーシティ社会の実現に向け、年齢や性別などに関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。

第2節 みんなで支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち

(健康・福祉)

高齢者や障がいがある人などの誰もが健やかで心豊かに自分らしい生活を送ることができるよう、主体的な健康づくりを支援するとともに、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりや医療、保健、福祉の連携と充実など、心身ともに健康で安心して暮らし続けられるまちを目指します。

第3節 強くしなやかな安全で安心して暮らせるまち

(防災・防犯・消防)

あらゆる危機や災害から市民を最大限守るため、市民一人ひとりの意識の醸成と自分の身を守るために必要な知識や技術の習得を支援するとともに、日頃から防災・減災に向け、市民、地域、企業、行政が連携し、お互いに支え合い、助け合うコミュニティを構築することで、地域の安全を守るとともに、犯罪や事故のない、誰もが「安全・安心」に暮らせるまちを目指します。

第4節 魅力と活力に満ちたにぎわいあふれるまち

(産業経済・観光)

農業、商業、工業、観光などの産業領域において、それぞれの状況に応じた担い手、人材の育成・確保のための各種支援、市内の優れた製品などを市内外に情報発信することや産学官連携による新たな価値の創造などに取り組み、競争力の高い産業づくりを目指します。

また、都心に近接した交通利便性の良さや水辺などの美しい自然環境などの恵まれた地域の特性を活かすことで、交流人口や関係人口の拡大を図り、人々が行き交うにぎわいと活力のあるまちを目指します。

第5節 良好な環境で快適に暮らせるまち

(都市基盤・環境)

道路、公園、上下水道などの都市基盤及び公共交通の整備や自然と調和した良好な環境と景観に配慮した街並みを形成し、やすらぎと潤いを感じながら、市民が安全・快適に暮らせる環境を目指します。

また、本市において将来的に予測される人口減少や更なる高齢化を見据えた都市空間や住環境の整備を進め、豊かな自然と共生する、持続可能で誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

第6節 未来につながるまちづくり

(コミュニティ・自治体経営)

互いを思いやり、理解し、助けあいながら、安心して自分らしく暮らすことができるコミュニティを形成し、人と人、人と地域とのつながりやふれあいを大切にするまちを目指すとともに、性別などによらず、多様なまちづくりの主体が、地域の課題を共有し、それぞれの特性を活かしながら、協働によるまちづくりを推進します。

また、本市の特色や魅力を効果的に発信することで、地域の活性化や更なる都市イメージの向上を目指します。

さらに、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）やアセットマネジメントの推進、民間活力の導入など、限られた経営資源の中で費用対効果を十分に見極め、健全で効率的な自治体経営を推進し、持続可能なまちづくりを目指します。